

東京大学みなし専任実務家教員に関する規程

	平成16年	4月	1日	役員会議決
改正	平成19年	3月	22日	役員会議決
改正	平成20年	3月	25日	役員会議決
改正	平成28年	12月	15日	役員会議決

(目的)

第1条 この規則は、みなし専任実務家教員に関する必要な事項を定めることを目的とする。

(みなし専任実務家教員の定義)

第2条 みなし専任実務家教員とは、専門職大学院において教授等の職務を行う者で、平成15年文部科学省告示第53号（専門職大学院に関し必要な事項を定める件）第2条第2項に該当する者をいう。

2 みなし専任実務家教員には、客員教授又は客員准教授の称号を付与することができる。この場合の選考基準は、東京大学教員の就業に関する規程（平成16年規則第16号）第3条を準用する。

(契約期間等)

第3条 みなし専任実務家教員（法科大学院への裁判官及び検察官その他一般職の国家公務員の派遣に関する法律により派遣される者を除く。以下同じ。）の契約期間は、五の会計年度を限度として各研究科又は研究部で定める。

- 2 前項による期間の定めのある契約は、更新することができる。この場合において、継続して契約できる期間は、引き続き10年を超えることができない
- 3 本条の規定を適用し契約期間を決定する場合においては、役員会の承認を得なければならない。また、教育研究評議会及び経営協議会に当該承認を得た旨を報告するものとする。

(謝金)

第4条 みなし専任実務家教員に支給する謝金は、別途定める年額表により決定する。

(謝金の支払い)

第5条 前条の謝金は、年額の16分の1の額を毎月の支給日に、また、夏季及び冬季に16分の2の額を別に定める支給日に、払うものとする。

2 前項の支給日については、東京大学教職員給与規則（平成16年規則第12号。以下「給与規則」という。）第2条を準用し、その他謝金の支払い等については、給与規則第3条、第5条、第6条及び第9条の規定を準用する。

(謝金の調整)

第6条 みなし専任実務家教員が月の途中で、新たに採用され若しくは退職し又は死亡したときは、給与規則第4条の規定を準用し、日割計算等により謝金を調整する。

(職務時間等)

第7条 みなし専任実務家教員の職務時間等については、各研究科又は研究部で定める。

附 則
この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則
この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則
この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則
この規則は、平成29年1月1日から施行する。

東京大学みなし専任実務家教員に関する規程第4条に定める謝金の年額表は、平成20年4月1日以降、次のとおりとする。

(謝金)

第4条関係

みなし専任実務家教員年額表

A表

年 額
4,000,000

単位：円

B表

年 額
3,000,000

単位：円